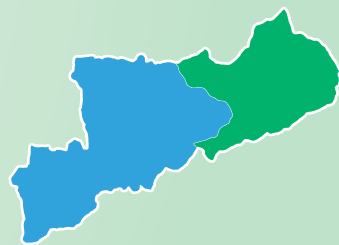


合併協議会だより



発行責任者：広見町・日吉村合併協議会 会長 山本雅之

編集：広見町・日吉村合併協議会事務局
広見町大字近永800番地 1



総務省告示

○総務省告示第八百七十四号

町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、北宇和郡広見町及び同郡日吉村を廃し、その区域をもって同郡鬼北町を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十一月十日

総務大臣 麻生 太郎

第十二回協議会

第十二回協議会は十一月十八日、広見町民会館で午後二時開会し、確認一件を協議しました。

確認第二号町花・町木

鬼北町の 花つつじ 木ひのき に決定

については、十一月十五日までに広見・日吉両町村で住民から応募のあった四百二件について、合併協議会で協議した結果、いずれも応募数の最も多かった「つつじ」（町花）、「ひのき」（町木）を選定

森がすくすく 川がいきいき 人が元気

北宇和郡鬼北町が誕生します

九月二日、愛媛県知事に合併の申請を行っていましたが、十一月十日付けで、総務大臣告示があり、これを受けて平成十七年一月一日に正式に「鬼北町」が誕生することとなりました。

広見町は昭和三十年の合併以来五十年の、日吉村は明治二十三年の村制施行以来百十五年の歴史を閉じ、鬼北町として共に飛躍することになります。十二月にはそれぞれの町村で、閉町・閉村の行事が行われます。

鬼北町組織の報告

しました。
ご応募いただいた皆さんに、厚くお礼申しあげます。

鬼北町長職務執行者に
山本日吉村長を選任

地方自治法施行令第一條の二第一項の規定に基づき、二町村長が協議し、山本雅之の日吉村長を、町長職務執行者に選任したことを報告しました。

第二回協議会（平成十六年二月五日開催）で確認した「組織及び機構について」の組織図を、協議会委員に説明しました。本庁は、十二課、一三局、一室体制で、日吉支所については、三係体制となります。

なお、本庁、支所の業務内容等の詳しい資料については、十二月下旬に全戸配布する予定です。

お知らせ

協議会だより10号で掲載しました「住所表示の変更に伴う手続等」について、下記事項を追加してお知らせします。年末年始の休み等にかかりますので、十分ご注意ください。

【不動産等登記（法務局）関係】

区 分	該 当 者	住所変更に伴う取扱い		手続き・問い合わせ先
		手続きの 要・不要	手 続 きの 方 法 等	
商業・法人登記の本店及び主たる事務所（以下「本店等という。」）の表示変更と代表者の住所変更	北宇和郡広見町及び日吉村に所在する会社等及びその代表者	不要	①商業及び法人に係る本店等の所在地については法務局が職権で変更します。 ②代表者の住所についても、上記①と同様に法務局が職権で変更します。	松山地方法務局 宇和島支局 〒798-0036 宇和島市天神町4番40号 TEL 0895-22-0770

※ 商業法人の本店及び主たる事務所並びに代表者等の住所の変更の処理を、平成17年1月4日(火)に予定しており、当日は「登記事項証明書」「登記事項要約書」「印鑑証明書」等の交付ができませんので、ご注意ください。

なお、平成17年1月4日に「登記事項証明書」等が必要な場合は、平成16年12月28日までに交付を受けていただきますよう、お願いいたします。

合併協議会だより10号で掲載した施設一覧の追加と訂正

	合 併 後	合 併 前
追加	鬼北町立小倉保育所	広見町立小倉保育所
訂正	鬼北町立学校給食センター	広見町学校給食センター
	広見体育センター	広見体育センター

第13回協議会

- 月 日：12月16日（木）
- 時 間：午後2時
- 場 所：日吉村住民センター 3階ホール

合併に関するお問い合わせは

広見町・日吉村合併協議会事務局

TEL：0895-45-1111（内線400～404）
FAX：0895-45-3078
メールアドレス：gappei@town.hiromi.ehime.jp
※ ご意見等お待ちしております。

Q & A 町長職務執行者とは？

新設合併の場合、現在の2町村長は合併の前日に失職することになります。

新町の町長選挙は、公職選挙法により新町の設置の日から、50日以内に行われることとなります。

町長が選挙されるまでの間、町長が不在となることを防ぐため、合併関係町村の首長であった者の中から、協議によって定められた者が、職務執行者として、町長の職務を行うこととする調整措置が法律で定められています。